

R6年 R6.1.1 贈与	R7年 R7.2.1 贈与	R8年 R8.3.1 贈与	R9年 R9.4.1 相続開始
100万円	2,000万円	3,000万円	0円
①	②	③	④

①は、贈与した金額が100万円で、基礎控除は110万円を差し引くと
 $100万円 - 110万円 < 0円$ で**贈与税の申告は不要**ですが、相続時精算課税を受けようとする場合
初年度は、相続時精算課税選択届出書の提出が必要となります

②は、贈与した金額が2,000万円で、基礎控除は110万円を差し引くと1,890万円で贈与税の申告は必要です
ただし、相続時精算課税は、**2,500万円の特別控除**があるので $1,890万円 < 2,500万円$
 $1,890万円 - 2,500万円 < 0円$ で贈与税は0円となります

③は、贈与した金額が3,000万円で、基礎控除は110万円を差し引くと2,890万円で贈与税の申告が必要
ただし、相続時精算課税は、610万円の特別控除($2,500万円 - 1,890万円 = 610万円$)があるので
 $3,000万円 - 610万円 = 2,390万円$ で、**贈与税は $2,390万円 \times 20\% = 478万円$ の納付となります**

④の相続開始があった場合、相続で財産を取得していない前提で計算します
贈与で取得した財産で相続税に加算される財産は

①0円 + ②1,890万円 + ③2,890万円 = 4,780万円となります

R6年、R7年、R8年の基礎控除110万円は相続税に加算する必要はありません

R8年に納付した478万円は、相続税の計算をする際に差し引かれ
引ききれなかった分は、還付されます

まとめ

相続時精算課税を受けようとする場合、初年度は相続時精算課税選択届出書の提出が必要

基礎控除が110万円以下のときは、贈与税の申告は不要

基礎控除が110万円を超えると贈与税の申告が必要

特別控除2,500万円以下までは贈与税がかかりませんが

特別控除2,500万円を超えると贈与税が一律20%かかります

納付した贈与税は相続税の計算をする際に差し引かれ

引ききれなかった分は還付されます